

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和4年8月26日

| | |
|---------|--------|
| 八尾市監査委員 | 吉川 慎一郎 |
| 同 | 八百 康子 |
| 同 | 西田 尚美 |
| 同 | 大野 義信 |

記

1 措置の内容の通知

令和3年度定期監査（いじめから子どもを守る課）の結果に対する措置

令和4年8月17日付け 八い守第34号

令和3年度定期監査（人権ふれあい部）の結果に対する措置

令和4年8月18日付け 八人人第1063号

令和3年度定期監査（魅力創造部）の結果に対する措置

令和4年8月19日付け 八魅産地第400号

令和3年度定期監査（教育委員会事務局）の結果に対する措置

令和4年8月19日付け 八教教政第1034号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和3年度定期監査（いじめから子どもを守る課）の結果に対する措置の内容
いじめから子どもを守る課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|--|---|
| 1 文書事務について 伺書において、決裁手続に不必要な者に合議しているものが見受けられたので、八尾市事務処理規程等に基づき適正な事務処理に改めること。 | 措置状況 1. 措置済（令和4年3月23日） 課内会議において、決裁手続に必要な合議等について再確認し、八尾市事務処理規程等に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。 |

令和3年度定期監査（人権ふれあい部）の結果に対する措置の内容
 人権政策課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|--|--|
| <p>1 公募型プロポーザル方式の実施に係る事務について</p> <p>民間の専門性や企画力を活用してより高い成果を求めるため実施している公募型プロポーザル方式による契約の締結に係る手続において、次のような事例が見受けられたので、その透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) プレゼンテーション審査の合計点が最高点の者を事業受注候補者に決定する場合において、当該最高点の者が2者以上あるときの順位付けに関し募集要領の定めが不十分なもの</p> <p>(2) 優先交渉権者と契約を締結する場合において、その者から提案された事業の内容等が当該契約に係る仕様書に反映されていないもの</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>公募型プロポーザル方式による契約締結に係る手続において、透明性を確保するため、下記のとおり事務処理を改めました。</p> <p>(1) プレゼンテーション審査の合計点が最高点の者を事業受注候補者に決定する場合において、当該最高点の者が2者以上あるときの順位付けに関し、次回募集時の募集要領の記載を改めるための修正案を作成しました。</p> <p>(2) 次回募集時の仕様書は事業の目的、作業内容、成果品が明瞭であるものを提示し、優先交渉権者と契約を締結する場合において、その者の提案内容が当該契約に係る仕様書に反映される事務処理に改めることに決定しました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 八尾市財務規則に基づき入札保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> <p>(4) 業務委託契約に係る契約書において、仕様書の添付等がされていないため、当該業務の仕様が特定できないもの</p> <p>(5) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年6月17日）</p> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要な事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> |
| <p>3 要綱の整備について</p> <p>所管する公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金交付要綱において、補助金返納に係る延滞金に関する条項と様式に不整合な部分が見受けられたので、速やかに規定を整備すること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年5月1日）</p> <p>公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金交付要綱において、補助金返納に係る延滞金に関する条項と様式に、矛盾が生じない要綱として整備しました。</p> |

人権コミュニティセンター（桂・安中）

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|--|---|
| <p>1 人権コミュニティセンターの使用の許可に係る事務について</p> <p>人権コミュニティセンターは、社会福祉法及び基本的人権尊重の精神に基づき、地域住民の福祉の向上を図るとともに、人権啓発の推進及び市民交流を促進し、様々な人権問題の速やかな解決に資することを目的として設置され、その集会室や会議室等は、地域交流や市民サークルの活動の場等として市民の使用に供されている。</p> <p>(1) 八尾市立人権コミュニティセンター条例施行規則に定められている期間以外の時期に使用の許可に係る申請がされたものについて、その許可をしているものが見受けられた。</p> <p>合理的な理由により申請期間について特例的に取り扱う必要があるものについては、その要件等に関し規定を整備する等により公平性及び公正性を確保した上で、適正な事務処理を行うこと。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>合理的な理由により申請期間について特例的に取り扱う必要があるものについて、その要件等に関し八尾市立人権コミュニティセンター条例施行規則及び人権コミュニティセンターの利用に関する取扱基準を改正し、適正な事務処理となるよう改めました。</p> |
| <p>(2) 八尾市立人権コミュニティセンターの利用に関する取扱基準において、公共的団体、福祉団体又は人権活動団体に準ずる団体が人権コミュニティセンターの設置目的の達成を図るについて特に必要と認められる場合の使用料の減免の割合については、免除又は5割の減額と定められている。</p> <p>当該要件に該当する使用料の減免の申請があった場合にあっては、いずれも5割を減額する決定がされているが、当該割合を適用した理由が決裁文書に記載されていないので、規定を整備する等によりその適用基準を明確にした上で、これを決裁文書に明記して、手続の透明性の向上を図ること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>八尾市立人権コミュニティセンターの利用に関する取扱基準に使用料の5割を減額する場合の規定を整備するとともに、減額する理由を決裁文書に明記し、手続の透明性の向上を図りました。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2 行政財産の目的外使用許可に係る事務について</p> <p>人権コミュニティセンターでは、管理している行政財産に公衆電話等を設置している者からの申請により、当該行政財産の目的外使用の許可をしている。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に係る申請については、その所管において「行政財産目的外使用許可台帳」により管理するよう庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準に定められているが、当該台帳による管理がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>令和4年度から行政財産目的外使用許可台帳を整備し、台帳により管理を行うように改めました。</p> |
| <p>3 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> <p>(3) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> |

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|---|--|
| <p>1 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> <p>(3) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要な事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> |
| <p>2 文書事務について</p> <p>伺書において、決裁区分が誤っているものが見受けられたので、八尾市事務処理規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年1月24日）</p> <p>伺書の決裁区分について、八尾市事務処理規程に基づき適正な事務処理に改めました。</p> |

出張所（龍華・久宝寺・西郡・大正・山本・竹淵・南高安・高安・曙川・志紀）

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|--|---|
| <p>1 行政財産の目的外使用許可に係る事務について</p> <p>各出張所では、管理している行政財産に公衆電話等を設置している者からの申請により、当該行政財産の目的外使用の許可をしている。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に係る申請については、その所管において「行政財産目的外使用許可台帳」により管理するよう庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準に定められているが、当該台帳による管理がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和3年11月18日）</p> <p>行政財産目的外使用許可台帳を作成し管理を行うよう改めました。</p> |
| <p>2 歳入の徴収事務の委託に係る事務について</p> <p>地方自治法施行令に基づく歳入の徴収事務の委託を受けた者等に交付している「徴収事務委託証票」について、交付等をした記録が確認できないものが見受けられたので、当該委託証票が不正に使用されるリスクに鑑み、その交付の状況を適切に管理するよう事務処理を改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月22日）</p> <p>委託先より八尾市立龍華コミュニティセンター設備員名簿（徴収事務委託証票受領者）及び同従事者管理簿の提出を指示し、「徴収事務委託証票」の適正管理を行うよう改めました。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>3 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 業務委託契約について、当該業務の仕様書を提示せずに見積りを徴しているもの</p> <p>(2) 業務委託契約書に仕様書を引用して業務内容を特定する条項を定めている場合において、当該仕様書が伺書や契約書に添付されていないもの</p> <p>(3) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(4) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> <p>(5) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨又は法令や予算の裏付けなく契約を自動更新することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの</p> <p>(6) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの</p> <p>(7) 契約の相手方からその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴していないものや当該誓約書を徴しない場合においてそのことにつき決裁手続がされていないもの</p> <p>(8) 委託業務の一部の再委託について、受託者からの届出を書面により受けていないものやその承認に係る決裁手続がされていないもの</p> <p>(9) 委託業務の受託者が市に提出すべき業務計画書や作業員名簿等の書類の提出を受けていないもの</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和3年10月1日）</p> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要な事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>4 文書事務について</p> <p>伺書において、決裁日、施行日又は完了日が記載されていないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和3年11月30日）</p> <p>伺書の起案日等について再確認し、八尾市文書取扱規程等に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p> |
|---|--|

市民課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|--|---|
| <p>1 「新型コロナに負けるな赤ちゃん応援給付金」に係る事務について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行が市民生活に大きな影響を与えていることに鑑み、新たに出生した子どもに係る費用負担を軽減するため、市は、出生届の受付時の住所が本市区域内にある令和2年4月28日から令和4年3月31日までに生まれた子どもが属する世帯の世帯主に対し、補助金として、当該子ども1人当たり100,000円の「新型コロナに負けるな赤ちゃん応援給付金」を給付している。</p> <p>給付に係る申請書に申請者が給付を受けようとする額が記載がされていないものについて、修正等がされずにその給付が決定されているものが見受けられたので、給付の決定に際しては、八尾市補助金交付規則等に基づき申請書の記載事項等について適切に審査を行うこと。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年3月4日）</p> <p>指摘事項について、必要な範囲で公簿等を確認し、補記する等の修正を行いました。</p> <p>当該事業については、令和4年度も継続して行うことから、指摘事項を踏まえ、適切に審査を行います。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令に基づき随意契約により契約を締結する場合において、伺書に随意契約によることとした根拠となる同令の条項及びその理由が記載されていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(3) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの</p> <p>(4) 契約の相手方からその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴していないものや当該誓約書を徴しない場合においてそのことにつき決裁手続がされていないもの</p> <p>(5) 委託業務の一部の再委託について、その承認に係る決裁手続がされていないもの</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月14日）</p> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要な事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> |
| <p>3 要綱等の整備について</p> <p>所管している要綱等について、令和3年度の組織機構改革等に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱等を点検し、速やかに規定を整備すること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年3月23日）</p> <p>所管している要綱等について、点検を行い、規定を整備しました。</p> |
| <p>4 文書事務について</p> <p>伺書において、決裁区分が誤っているものが見受けられたので、八尾市事務処理規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月14日）</p> <p>伺書の決裁区分等について再確認し、八尾市事務処理規程等に基づき適正な事務処理を行うよう改めました。</p> |

令和3年度定期監査（魅力創造部）の結果に対する措置の内容
観光・文化財課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|---|---|
| <p>1 公の施設の管理運営に関する事務について</p> <p>観光・文化財課が所管する安中新田会所跡旧植田家住宅、八尾市立しおんじやま古墳学習館、八尾市立埋蔵文化財調査センター及び八尾市立歴史民俗資料館の各施設の管理運営については、それぞれ指定管理者によって行われている。</p> <p>(1) 各施設の指定管理者と締結している管理運営に関する基本協定書において、指定管理者は、モニタリングの結果についての分析、評価等を記載したものを市に提出するよう定められているが、その提出がされていないので、適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>八尾市立しおんじやま古墳学習館、八尾市立埋蔵文化財調査センター及び八尾市立歴史民俗資料館については、現基本協定に指摘のとりの記載があることから、令和4年度の事業報告書について、分析、評価等を記載するようモニタリング時に調整を行う予定です。</p> <p>なお、令和4年度より新たな指定管理期間となった安中新田会所跡旧植田家住宅については、基本協定書にモニタリングの結果について、「モニタリングの機会を通じ、情報の共有を図る。」と定め、モニタリングの結果についての分析、評価等を記載したものの提出を求めないこととしました。</p> |
| <p>(2) 指定管理者がその業務の一部を第三者に委託することについて承諾する場合において、伺書にその理由の記載等がないものが見受けられた。</p> <p>当該第三者への委託を承諾する場合にあっては、委託の相手方、委託する業務の範囲等及びその理由を記載した書面を指定管理者に提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査の上で決裁を行う必要があるため、当該手続について管理運営に関する基本協定書に明記し、その適正及び手続の透明性を確保すること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>令和4年度の第三者委託について、年度当初に指定管理者に委託の相手方、委託する業務の範囲及びその理由を明記した書面を提出させ、合理的な理由があるかどうか等について確認し、承諾する理由を伺書に記載の上、決裁手続を行うよう事務処理を改めました。</p> <p>また、令和4年度より新たな指定管理期間となった安中新田会所跡旧植田家住宅の管理運営業務における基本協定書に当該手続について明記しました。</p> |
| <p>(3) 管理運営に関する基本協定書に基づき指定管理者から提出された管理運営報告書について、供覧手続がされていないものが受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年3月28日）</p> <p>管理運営報告書の受理については、週頭の係内会議において、期日までに受理し、速やかに供覧手続をするよう周知徹底し、適切な事務処理に改めました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2 公募型プロポーザル方式の実施に係る事務について</p> <p>民間の専門性や企画力を活用してより高い成果を求めるため実施している公募型プロポーザル方式による契約の締結に係る手続において、次のような事例が見受けられたので、その透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) プレゼンテーション審査の総合評価点が最高点の者を委託候補者に決定する場合において、当該最高点の者が2者以上あるときの順位付けに関し委託候補者選定基準の定めが不十分なもの</p> <p>(2) 公募型プロポーザルの参加資格の審査の結果について、決裁手続がされず、参加資格審査結果通知書により参加希望者に通知されていないもの</p> <p>(3) 優先交渉権者と契約を締結する場合において、その者から提案された事業の内容等が当該契約に係る仕様書に反映されていないもの</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>一連の公募型プロポーザル方式による契約の手続は、次回の公募型プロポーザル方式の実施にあたり、事務処理を改める予定です。</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>3 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 業務委託契約書に仕様書を引用して業務内容を特定する条項を定めている場合において、当該仕様書が契約書に添付されていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> <p>(4) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの</p> <p>(5) 契約の相手方からその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴しない場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>契約事務については、週頭の係内会議において、契約起案にあたり特に留意するよう周知徹底をしました。関係法令等に基づき適切に処理するよう事務処理を改める予定です。</p> |
|---|--|

文化・スポーツ振興課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|---|--|
| <p>1 体育施設の管理運営に関する事務について</p> <p>文化・スポーツ振興課が所管する八尾市立総合体育館等の体育施設の管理運営については、それぞれ指定管理者によって行われている。</p> <p>「指定管理の基本方針」において、指定管理者による管理運営を行う施設の所管部局は、施設管理が適正に行われているかという観点による利用者アンケートを作成し、調査を実施することとされているが、当該体育施設について実施されていないので、適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>令和4年度から八尾市立総合体育館等の体育施設について、利用者アンケートを作成し、指定管理者調査を実施するよう改めました。</p> |
| <p>2 学校体育施設開放事業に係る使用料の徴収事務について</p> <p>学校体育施設開放事業においては、市民のスポーツ活動の推進を図るため、学校教育に支障のない範囲で市民との協働により学校体育施設を開放しており、当該施設の使用許可を受けた者から使用料を徴収している。</p> <p>当該使用料の調定については、地方自治法等に基づき納入義務者への納入の通知前にすべきであるが、納入を通知し、それを収納した後に行っているため、適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月28日）</p> <p>学校体育施設開放事業に係る使用料の調定について、地方自治法等に基づき納入義務者への納入の通知前に行うよう適正な事務処理に改めました。</p> |
| <p>3 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要な事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> |

令和3年度定期監査（教育委員会事務局）の結果に対する措置の内容
教育政策課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 | |
|--|---|---------|
| <p>1 公募型プロポーザル方式の実施に係る事務について</p> <p>民間の専門性や企画力を活用してより高い成果を求めるため実施している公募型プロポーザル方式による契約を締結に係る手続において、優先交渉権者から提案された事業の内容等が当該契約に係る仕様書に反映されていないものが見受けられたので、その透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> | 措置状況 | 2. 措置予定 |
| | <p>次回(令和6年度予定)、公募型プロポーザル方式による業者選定を行う際には、委託業務を効率的、効果的に実施するため、優先交渉権者と交渉・調整の上、その提案内容を可能な限り反映した仕様書等を定めるよう、事務処理を改める予定です。</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>2 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 業務委託契約について、当該業務の仕様書が作成されていないもの</p> <p>(2) 業務委託契約書に約款を引用して業務内容を特定する条項を定めている場合において、当該約款が伺書や契約書に添付されていないもの</p> <p>(3) 八尾市財務規則に基づき入札保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの</p> <p>(4) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(5) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> <p>(6) 委託契約の受託者が業務の全部又は一部を市の承認なく第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの</p> <p>(7) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要な事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> <p>また、業務委託契約書に約款を引用して業務内容を特定する条項を定めている場合においては、当該約款を伺書や契約書に添付するよう、令和4年11月頃を実施時期として改める予定です。</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>3 市長の権限に属する事務の補助執行について</p> <p>教育委員会の所掌に係る契約の締結、予算の執行等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市長の権限に属するものとされ、その権限に属する事務の一部を教育委員会事務局の職員が補助執行している。</p> <p>当該補助執行に係る伺書において、その決裁手続に係る押印欄に教育長が押印しているものが見受けられたが、教育長の職は、平成 27 年に施行された同法の一部改正により教育委員会を代表するもの等として位置付けが改められ、その適用後は、市長の権限に属する事務を補助執行することができる者に該当しないものとなっているので、適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和 4 年 3 月 29 日）</p> <p>関係する規則等を点検し、関係部局と協議のうえ、必要な改正を行うとともに、以後、適正な事務処理を行うよう、教育委員会事務局内会議等で周知しました。</p> |
|---|---|

学校教育推進課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|--|---|
| <p>1 子どもが輝く学校づくり総合支援事業に関する事務について</p> <p>本事業は、各学校の存する地域や在籍する子どもの実態に応じた独自の取組を支援し、魅力あふれる学校づくりを推進することを目的として、本市立の学校長に委託して、学力向上や体力向上等の事業を実施している。</p> <p>(1) 子どもが輝く学校づくり総合支援事業委託料基準において、委託料の対象は本事業を効果的に実施するために必要な経費とするよう定められているが、各学校長から提出された実施報告書等を確認したところ、次のような事例が見受けられたので、本事業の実施が、その目的である魅力あふれる学校づくりに合致するものであることを明確にするとともに、他の事務事業の単なる予算上の補完とならないよう、事務処理を改めること。</p> <p>ア 実施報告書において、事業の実施内容や支出内容が具体的に記載されていないため、本事業の目的に合致しているものか確認できないもの</p> <p>イ 実施計画書等に計上されている経費の内容が他の事務事業に係る経費の内容と重複するもの</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>令和4年度の各学校への事業説明において、事業の実施内容や支出内容を具体的に記載するよう、また、他の事務事業に係る経費の内容と重複することのないよう依頼しました。年度末の実施報告書の提出時には内容を審査し、不備のあるものに対しては、再提出を求めます。</p> |
| <p>(2) 委託契約書において、契約を締結した日等の日付について、実際に契約を締結した日より前の日付が記載されているので、適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>令和4年度の契約締結に際し、実際に契約を締結した日を記載するよう、事務処理を改めました。</p> |
| <p>(3) 子どもが輝く学校づくり総合支援事業実施要綱において、委託契約に当たり受託者に付すべき条件が定められているが、委託契約書の条項に当該付すべき条件が記載されていないので、契約の適正な履行を確保するよう事務処理を改めること。</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>令和5年度の委託契約にあたり、付すべき条件について委託契約書に記載し、適正な事務処理となるよう改めます。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(4) 業務完了届において、業務完了日の日付が記載されていないもの等が見受けられたので、適正に事務処理を行うこと。</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>年度末における業務完了届提出時に内容を審査し、適正に処理します。</p> |
| <p>2 学校評議員の委嘱に係る事務について</p> <p>学校教育法施行規則及び八尾市立学校の管理運営に関する規則に基づき、本市立学校に、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる学校評議員が置かれている。</p> <p>八尾市学校評議員の設置及び運営に関する要綱において、学校評議員の任期について定められ、その再任については3期を限度とすることとされているが、3期を越えて再任されている者が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>令和4年度において学校評議員の任期に係る規定につき検討を行い、令和5年度において要綱改正を行う予定です。</p> |
| <p>3 いじめ・不登校対策研究委員会に係る事務について</p> <p>いじめ・不登校対策研究委員会は、いじめ及び不登校の児童・生徒への指導・援助について研究を行い、もって、いじめ・不登校の防止に資するため設置され、いじめ・不登校の児童・生徒の指導・援助及び家庭・地域社会や関係諸機関との連携についての研究等を行っている。</p> <p>同委員会を構成する研究委員については、小・中学校生活指導研究協議会の八尾市会長等に委嘱しているが、その委嘱に係る決裁手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>令和4年度において、いじめ・不登校対策研究委員会の研究委員の委嘱に係る決裁手続を行いました。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>4 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(2) 業務委託契約に係る覚書に発注者の代表者印である市長印が押印されていないもの</p> <p>(3) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの</p> <p>(4) 委託業務の受託者が市に提出すべき名簿の提出を受けていないもの</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>今後の実施を予定している契約について、適正な処理を行うよう、課内で周知しました。</p> <p>令和4年度において、委託業務の受託者に整理員名簿を求め、提出を受けました。</p> <p>また、業務委託契約に係る覚書において、適正な処理に改めます。</p> |
| <p>5 要綱の整備について</p> <p>所管している要綱について、令和3年度の組織機構改革により教育委員会事務局における部体制の廃止等がされたことに伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>教育委員会事務局における部体制の廃止に伴う要綱の改正について、必要な規定の整備を行いました。</p> |
| <p>6 文書事務について</p> <p>伺書において、決裁区分が誤っているものが見受けられたので、八尾市教育委員会事務局事務処理規程に基づき事務処理を改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年2月10日）</p> <p>決裁区分について課内で再確認を行い、八尾市教育委員会事務局事務処理規程に基づいた決裁を行うよう改めました。</p> |

人権教育課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|--|---|
| <p>1 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年6月10日）</p> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要な事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> |

学務給食課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|--|--|
| <p>1 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> <p>(3) 委託契約の受託者が業務の全部又は一部を市の承認なく第三者に再委託することができる旨又は法令や予算の裏付けなく契約を自動更新することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの</p> <p>(4) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要な事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> |

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|---|--|
| <p>1 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令に基づき障がい者支援施設と随意契約により契約を締結しようとする場合において、八尾市財務規則の規定による当該契約の内容等の公表が契約の締結前に行われていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> <p>(4) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの</p> <p>(5) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの</p> <p>(6) 委託業務の一部の再委託を承認する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや再委託申請書に再委託する具体的な理由等が記載されていないもの</p> <p>(7) 委託業務の受託者が市に提出すべき名簿の提出を受けていないもの</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>令和4年2月に行った教育センター内の月例会議において、契約事務の注意点について所属職員に対し周知徹底し事務処理是正を指示しました。今後、必要に応じてチェックリストを作成して契約事務を行う際に随時参照するなど、担当者と決裁者が共に意識を高め、令和4年度内に正しい事務処理の定着を図る予定です。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2 要綱の整備について</p> <p>所管している要綱について、令和3年度の組織機構改革により教育委員会事務局における部体制の廃止がされたこと等に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱を点検し、速やかに規定を整備すること。</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>令和4年2月に教育センター内の月例会議において所属職員に対し各担当業務で所管する要綱類について把握漏れが無いように精査を指示し、各業務の担当者より報告された要綱類を点検し、整備を実施しました。今後は、担当者による精査に対する検証が必要であることから、令和4年度末までに再検証を実施、完了する予定です。</p> |
|--|---|

生涯学習課

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 |
|--|---|
| <p>1 生涯学習センターの管理運営に関する事務について</p> <p>生涯学習課が所管する生涯学習センターの管理運営については、指定管理者によって行われているが、指定管理者がその業務の一部を第三者に委託することについて承諾する場合において、伺書にその理由の記載等がないものが見受けられた。</p> <p>当該第三者への委託を承諾する場合にあつては、委託の相手方、委託する業務の範囲等及びその理由を記載した書面を指定管理者に提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査の上で決裁手続を行い、その適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年3月31日）</p> <p>指定管理者がその業務の一部を第三者に委託することについて承諾する場合において、伺書に、第三者へ委託する承諾理由を記載するよう事務処理を改めました。</p> <p>また、第三者委託承諾申請書を提出させる際には、指定管理者から委託の相手方、委託する業務の範囲等及びその理由を記載した書面を提出させ、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めました。</p> |
| <p>2 若者活躍場づくり事業補助金交付要綱について</p> <p>若者活躍場づくり事業補助金は、若者たちが活躍し、八尾のまちづくりへの関心を高めてもらう環境整備に寄与することを目的に、若者たちが、子どもや地域の人たちと一緒に地域の魅力や地域のことを楽しく考える場づくりの事業を対象として、それに要する経費を助成している。</p> <p>八尾市若者活躍場づくり事業補助金交付要綱において、補助対象経費に係る用語の定義が不適切なものが見受けられたので、所要の整備を行うこと。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>八尾市若者活躍場づくり事業補助金交付要綱において、別表1 補助対象経費に係る対象経費を一部改正し、適正な事務処理に改めました。</p> |

| | | | | | |
|---|---|------|------------------|--|--|
| <p>3 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 2者以上から見積りを徴せず随意契約により契約を締結する場合において、伺書にその理由の記載がないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="692 150 831 188">措置状況</td> <td data-bbox="836 150 1468 188">1. 措置済（令和4年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="692 194 1468 353"> <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> </td> </tr> </table> | 措置状況 | 1. 措置済（令和4年4月1日） | <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> | |
| 措置状況 | 1. 措置済（令和4年4月1日） | | | | |
| <p>契約に関する事務処理において、伺書及び契約書に必要事項を漏れなく記載し、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう、事務処理を改めるよう決定し、所属職員に周知しました。</p> | | | | | |

青少年会館（桂・安中）

| 指 摘 事 項 | 講じた措置又は経過 | | | | |
|--|---|------|------------------|--|--|
| <p>1 教室・講座事業等の参加者負担金の徴収事務について</p> <p>教室・講座事業等においては、その実施に要する費用のうち、材料費及び館外で実施する場合における有料道路通行料、入場入館料等の実費について、参加者から参加者負担金を徴収している。</p> <p>(1) 参加者負担金の調定については、地方自治法等に基づき納入義務者への納入の通知前にすべきであるが、納入を通知し、それを収納した後にしているので、適正な事務処理に改めること。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="692 1041 831 1079">措置状況</td> <td data-bbox="836 1041 1468 1079">1. 措置済（令和4年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="692 1086 1468 1160"> <p>参加者負担金の調定は、抽選等で参加者を決定して納入の通知前に調定を行うよう改めました。</p> </td> </tr> </table> | 措置状況 | 1. 措置済（令和4年4月1日） | <p>参加者負担金の調定は、抽選等で参加者を決定して納入の通知前に調定を行うよう改めました。</p> | |
| 措置状況 | 1. 措置済（令和4年4月1日） | | | | |
| <p>参加者負担金の調定は、抽選等で参加者を決定して納入の通知前に調定を行うよう改めました。</p> | | | | | |
| <p>(2) 2人以上の分の参加者負担金の調定を1の調定書により行う場合において、当該調定書に添付している内訳書に各納入義務者の氏名等が記載されていないので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改めること。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="692 1637 831 1675">措置状況</td> <td data-bbox="836 1637 1468 1675">1. 措置済（令和4年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="692 1682 1468 1756"> <p>2人以上の分の参加者負担金の調定を行う場合は、参加者一覧を調定書に添付するよう改めました。</p> </td> </tr> </table> | 措置状況 | 1. 措置済（令和4年4月1日） | <p>2人以上の分の参加者負担金の調定を行う場合は、参加者一覧を調定書に添付するよう改めました。</p> | |
| 措置状況 | 1. 措置済（令和4年4月1日） | | | | |
| <p>2人以上の分の参加者負担金の調定を行う場合は、参加者一覧を調定書に添付するよう改めました。</p> | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>(3) 参加者負担金に係る納入通知書について、所属年度、納期限及び納入場所が記載されていないので、地方自治法施行令に基づき適正な事務処理に改めること。</p> | <p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>参加者負担金に係る納入通知書は、所属年度、納期限及び納入場所を記載するよう改めました。</p> |
| <p>2 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 業務委託契約書等に仕様書を引用して業務内容を特定する条項を定めている場合において、当該仕様書が契約書等に添付されていないもの</p> <p>(2) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p> <p>(3) 八尾市財務規則に基づき記載すべき事項が契約書に記載されていないもの</p> <p>(4) 委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨が定められた条項を契約書に設けているもの</p> <p>(5) 談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る契約書の条項において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令に関する同法の引用条項が誤って記載されているもの</p> <p>(6) 契約の相手方からその者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴しない場合において、そのことについて決裁手続がされていないもの</p> <p>(7) 委託業務の受託者が市に提出すべき業務計画書や作業員名簿の提出を受けていないもの</p> | <p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>仕様書を契約書に添付するよう改めました。</p> <p>八尾市財務規則第 118 条第 7 号から第 11 号の各事項を契約書に記載するよう改めました。</p> <p>委託契約の受託者が業務の全部を第三者に再委託することができる旨が定められた条項を改めました。</p> <p>談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権に係る条項は、契約書から特約条項に記載するよう改めました。</p> <p>契約書を作成している業務委託契約について、誓約書を徴収するよう改めました。</p> <p>また、伺書に契約保証金を免除する具体的な理由を記載する予定です。</p> <p>受託者が市に提出すべき業務計画書、作業員名簿を提出させる予定です。</p> |

| | | | | | |
|--|---|------|------------------|--|--|
| <p>3 文書事務について</p> <p>伺書において、施行日及び完了日が記載されていないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="695 152 836 192">措置状況</td> <td data-bbox="842 152 1465 192">2. 措置予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="695 197 1465 479">伺書に施行日及び完了日を明記する予定です。</td> </tr> </table> | 措置状況 | 2. 措置予定 | 伺書に施行日及び完了日を明記する予定です。 | |
| 措置状況 | 2. 措置予定 | | | | |
| 伺書に施行日及び完了日を明記する予定です。 | | | | | |
| <p>4 要綱等の整備について</p> <p>所管している要綱等について、令和3年度の組織機構改革により青少年会館が市長部局から教育委員会に移管されたこと等に伴い必要な規定の整備が行われていないものが見受けられたので、所管する全ての要綱等を点検し、速やかに規定を整備すること。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="695 497 836 537">措置状況</td> <td data-bbox="842 497 1465 537">1. 措置済（令和3年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="695 542 1465 837">所管している要綱等について、組織機構改革による必要な規定の整備を行いました。</td> </tr> </table> | 措置状況 | 1. 措置済（令和3年4月1日） | 所管している要綱等について、組織機構改革による必要な規定の整備を行いました。 | |
| 措置状況 | 1. 措置済（令和3年4月1日） | | | | |
| 所管している要綱等について、組織機構改革による必要な規定の整備を行いました。 | | | | | |